

有機農業への転換の手引き

令和4年3月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

○はじめに

慣行栽培の農業者が国際水準（有機 JAS 水準）の有機農業に取り組むに当たって、具体的情報が不足している状況にあります。

そこで、有機農産物の日本農林規格及び認証の技術的基準の内容をベースに、生産行程管理記録等の簡素化、使用可能資材の評価、慣行栽培から有機 JAS へ転換した実践事例、有機 JAS 認証の取得及び取得後の手順等を取りまとめ「有機農業への転換の手引き」を作成しました。

この手引書が有機 JAS 認証取得へ取り組むきっかけとして活用頂ければ幸いです。

○目次

I	管理記録の簡素化	1
	（生産行程管理記録及び格付・証票・出荷管理記録の様式とスマホ入力）	
II	使用可能資材の評価	10
	（有機農産物の JAS 資材評価手順書）	
III	有機農業転換事例	17
	（慣行栽培から有機農業に転換した取組事例（富良野・上川中央部・上川北部地域）	
	比布町 今野農園	17
	「農業法人での勤務経験を活かして、稲作農家が有機トマトを導入」	
	上富良野町 ビーバーファーム北川	21
	「自信を持って販売できるものを作る 水稻の有機栽培は除草が課題」	
	旭川市 （株）谷口農場	25
	「三つの健康（大地、作物、人々の健康）の実践。農と食と観光の一体化」	
	名寄市 （株）よねざわ農園	29
	「有機農業の取組は子供たちが安全に素手で土を触ってもらうための証明」	
	剣淵町 剣淵・生命を育てる大地の会 赤トンボ農園	33
	「緑肥による地力向上と土壌診断に基づく施肥で安定収量確保」	
	剣淵町 剣淵・生命を育てる大地の会 平波農園	37
	「生産者組織による有機・特裁の認証の取り組みを次世代へ継承」	
IV	有機 JAS 認証の取得及び取得後の手続き	41
	（有機 JAS 認証取得への手続き及び認証取得後の業務）	
	参考資料 有機 JAS・告示	47

I 管理記録の簡素化

1 生産行程管理記録ファイルについて

☆ 北海道庁ホームページで「有機農業に関する手引き」を検索し、「有機農業に関する手引き」ページに移動する。そのページの生産行程管理記録ファイル（エクセル）をダウンロードする。

《使用方法・注意事項》

- ・生産行程管理記録ファイルは種類別（畑作・露地野菜、ハウス野菜、水稲）の3シートに分かれているので、自身に該当するものを使用する。
- ・作業をするごとに月日順に記録する（例：4月〇日育苗管理など）。
- ・資材を使用したときは資材証明欄と使用量欄への入力が必要。
- ・生産行程確認チェック欄には外注したときを含め、作業をするごとに必ずチェックを入れる（例：収穫・調製・保管の作業を外注した時、その内容を確認してチェックする）。
- ・ドロップダウンに対応している項目は、①作物名、②ほ場番号 No.（面積 a）、③作業内容、④種子（品種）・資材名、⑤資材証明、⑥機械・器具名、⑦洗浄・清掃方法、⑧生産行程確認のチェックの8項目、そのうち⑤と⑧は必須項目（固定）のため、あらかじめ初期設定されている。

例1：資材〇〇を使用したとき、④種子（品種）・資材名欄に「〇〇」と入力のうえ、⑤資材証明欄には【別表1、資材リスト、資材証明書、別表2】から、いずれかを選択する。

例2：生産行程確認欄チェック欄には必ず（✓）を入れる。

- ・その他の項目（日付、数字、備考欄）は直接入力する。

＜畑作・露地野菜シート＞

1. 生産行程管理記録(〇〇〇〇年産)														
(1) 畑作・露地野菜										記入例				
生産行程管理者:			〇〇 〇〇		生産行程管理責任者:			〇〇 〇〇		記録作成者:			〇〇 〇〇	
認証面積 合計(a)	作付面積 合計(a)	作物別内訳 (上段:作物名、下段:面積 a)												
		大豆	小豆	春小麦	秋小麦	かぼちゃ								
〇〇a	〇〇a	〇〇a	〇〇a	〇〇a	〇〇a	〇〇a	〇〇a							
月 日	作物名 (▼)	ほ場番号 NO. (▼)	作業面積(a)	作業内容 (▼)	種子(品 種)・資材名 (▼)	資材証明 (▼)	使用量(kg)	機械・器具名 (▼)	洗浄・清掃 方法(▼)	備考	(収穫量) (概数) (kg)	生産行程確 認のチェッ ク(▼)		
4月10日	小豆	2	60.0	除雪・融雪				ブロードキャスト	始業時洗浄			✓		
6月10日	小豆	2	60.0	施肥・播種	堆肥(残さ)	別表1	7,200	ブロードキャスト	始業時洗浄			✓		
9月20日	小豆	2	30.0	収穫				ビーンハーベスタ	随時洗浄		450kg	✓		
9月22日	小豆	2	30.0	収穫				ビーンハーベスタ	随時洗浄		450kg	✓		

注) 畑作・露地野菜シートの他、ハウス野菜、水稲を作成。

《リスト作成手順》

- ・右側にある入力例を参考に、各自に合ったリストを作成する。
- ・項目ごとに上から下（1～16）の順に空欄を挟まずに入力する。全て埋めなくてもよい。
- ・個数は自由、1項目につき最大16個まで。
- ・必須項目はあらかじめ入力してある。

＜生産行程管理記録ファイル シートの右側（Q列以降）＞

生産行程管理記録のリスト一覧入力例

	作物名(▼)	ほ場番号 (面積a) (▼)	作業内容(▼)	種子(品種)・資 材名(▼)	資材証明(▼)	機械・器具名(▼)	洗浄・清掃方法 (▼)	生産行程 の確認 チェック (▼)
1	大豆	1(100)	育苗ハウス準備	融雪材	別表1	融雪散布機	始業時洗浄	✓
2	小豆	2(60)	育苗播種	堆肥(残さ)	資材リスト	サブソイラー	終業時洗浄	
3	春小麦	3(60)	育苗管理	牛ふん堆肥	資材証明書	プラウ	随時洗浄	
4	秋小麦	4(40)	融雪促進	豚ふん堆肥	別表2	チセル	洗浄しない	
5	かぼちゃ	5(30)	心土破砕	苦土石灰		ロータリーハロー		
6	緑肥		堆肥散布	発酵鶏ふん		マニユアスプレッター		
7	ばれいしよ		耕起	茎葉残渣		ブロードキャスト		
8			耕起・碎土	オーガニック肥料		グレンドリル		
9			碎土	銅水和剤		鎮圧ローラー		
10			施肥・播種	食酢		マルチャー		
11			播種	マルチ		ブームスプレヤー		
12			マルチ			カルチベーター		
13			移植	ユキシズカ		コンバイン		
14			除草	キタロマン		ビーンハーベスタ		
15			収穫	ハイオーツ		ストローチョッパ		
16								

＜格付・証票・出荷管理記録ファイル シート名（「入力シート」）＞

格付・証票出荷管理記録のリスト一覧入力例

	作物名 (▼)	ほ場番号NO (▼)	生産行程の 検査・確認 (▼)	証票(JASマ ーク)の種類別 荷姿(▼)	有機JAS第5条名称 の表示確認 (▼)	(出荷先等) (▼)	格付・証票・出 荷の確認チェッ ク(▼)
1	大豆		適	30kg袋	「有機農産物」	〇〇農協	✓
2	小豆		不適	10kgダンボール	「有機栽培農産物」	〇〇スーパー	
3	春小麦			5kg袋	「有機農産物〇〇」	〇〇仲卸	
4	秋小麦			1kg袋(箱)	「有機栽培農産物〇〇」	消費者	
5	そば			500g袋	「有機栽培〇〇」	縁故先	
6	緑肥			100g袋	「有機〇〇」		
7					「オーガニック〇〇」		
8							
9							
10							
11							
12							

- ・入力リストの作成は別シート「入力リストシート」でおこなう（各シートに入力欄は設けていない）。
- ・名称の表示は、7つの選択肢（リスト）以外は入力できない（必須項目）。
※リストにある「有機〇〇」等のように“〇〇”の部分については、作物名欄に入力されている作物名で判断できるのでそのままよい（〇〇を入力し直す必要はない）。

2 格付・証票・出荷管理記録ファイルについて

《使用説明・注意事項》

- ・証票（JAS マーク）の数量（残数）を証票の種類別に管理するため、証票の種類別にシートを分けて記録する（1つの証票種類別につき、1シート使用する）。
- ・格付するごとに年月日順に記録する（例：○年○月○日、大豆、適合、○枚、○kg）。
→格付記録の保存期間は3年：出荷が年をまたぐ場合も年度がわかるように、年月日で記録する。
- ・生産行程管理記録と紐づけするため、「ほ場番号 No.」は生産行程管理記録と一致させる必要がある。
- ・「生産行程の検査・確認欄」の入力は必須で、必ず「適合」と入力する（リスト設定済）。
- ・証票（JAS マーク）の種類別数量（枚）について
「当初・追加」、「使用」、「廃棄」をおこなうたびに記録する。残量欄は自動計算になっている。
この残量欄に表示されている数字と現状の枚数は一致している必要がある。
作物別欄をフィルタ抽出することにより、作物別に数量（枚数）を把握することができる。
- ・格付・認証・出荷の確認チェック欄には、作業をするごとに必ずチェックを入れる。
- ・左上の「(1) 証票の種類名」欄に証票の種類名（例：30kg 袋など）を入力して使用する。

<格付・帳票・出荷記録のシート>

2. 格付・証票・出荷管理記録(○○○○年産) NO. 1														
帳票の種類別	30kg袋													
生産行程管理者:	○○ ○○			生産行程管理責任者:	○○ ○○			格付担当者(責任者):	○○ ○○					
年月日(格付)	作物名(▼)	ほ場番号 NO. (▼)	生産行程の検査・確認(▼)	証票(JASマーク)の種類別荷姿(▼)	証票(JASマーク)の種類別数量(枚)				格付・表示数量(kg)	JAS規格第5条名称の表示(▼)	年月日(出荷)	出荷数量(kg)	備考(出荷先等)(▼)	格付・証票・出荷の確認チェック(✓)
					当初・追加	使用	廃棄	残量						
11月20日	大豆	1	適合	30kg袋	100	35		65	1050	「有機大豆」	11月22日	1050	○○農協	✓
11月25日	大豆	1	適合	30kg袋		35		30	1050	「有機大豆」	11月26日	1050	○○農協	✓
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
								30						
合計					100	70	0	30	2,100			2,100		

注) 格付・帳票・出荷記録のシートは作物ごとの作成。あるいは、作物を問わず格付・出荷年月日順の作成を選択することができる。後者で作成した場合の作物ごとの集計は、次項3の手順で行う。

3 格付・証票・出荷管理記録ファイル

《作物別フィルタ抽出手順》

- ①作物名欄の右上にある▽マークをクリックする。
- ②リストが表示されるので、(全て選択) をクリックする。

2. 格付・証票・出荷管理記録 (2021年産)

(1)証票の種類名(▼)		30kg袋		生産行程管理者:		生産行程管理責任者:			
年月日 (格付)	作物名(▼)	ほ場番号 NO. (▼)	生産行程 の検査・確 認(▼)	証票(JASマ ーク)の種 別別何姿 (▼)	証票(JASマーク)の種類別数量(枚)				格付・表 数量(kg)
					当初・追加	使用	廃棄	残量	
2021/4/1	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋	200	30			
2021/4/2	南瓜	2(50a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/3	人参	1(100a)	適合	30kg袋		10			
2021/4/4	トマト(露地)	3a(60a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/5	トマト(露地)	3a(60a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/6	スイートコーン	2(50a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/7	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋		10			
2021/4/8	トマト	3a(60a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/9	トマト	3a(60a)	適合	30kg袋		10			
2021/4/10	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋	100				
2021/4/11	南瓜	2(50a)	適合	30kg袋		20			
2021/4/12	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋		30			

- ③すべての✓が一度はずれる。
- ④抽出したい作物名 (のみ) にチェック✓を入れる (例：玉ねぎ)。
- ⑤「OK」をクリックする。

- ⑥選択した作物 (例：玉ねぎ) だけが表示される。

2. 格付・証票・出荷管理記録 (2021年産)

(1)証票の種類名(▼)		30kg袋		生産行程管理者:		生産行程管理責任者:			
年月日 (格付)	作物名(▼)	ほ場番号 NO. (▼)	生産行程 の検査・確 認(▼)	証票(JASマ ーク)の種 別別何姿 (▼)	証票(JASマーク)の種類別数量(枚)				格付
2021/4/1	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋	200	30			170
2021/4/7	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋		10	5		63
2021/4/10	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋	100				133
2021/4/12	玉ねぎ	1(100a)	適合	30kg袋		30	10		73

4 ファイル共有化の事前準備（操作手順）

- ・スマホやタブレットからもファイルを編集するためには、Google アカウント（○○○@gmail.com）を有する必要がある。

《アカウント作成方法》

- ①インターネットで Google ドライブのトップページを開き、「ドライブに移動」をクリックするとログイン画面が表示される。
- ②「アカウントの作成」を選択して、「次へ」をクリックする。



- ③「自分用」を選択して、「次へ」をクリックする（ビジネスの管理用は有料メニューなので選択しないこと）。
- ④氏名、ユーザー名、パスワード、パスワード（確認用）を入力し、「次へ」をクリックする。



⑤再設定用のメールアドレス、生年月日、性別を入力して、「次へ」をクリックする。

Google
Google へようこそ
jiangli3092817@gmail.com

電話番号 (省略可)

再設定用のメールアドレス (省略可)
アカウントを保護する目的で使用されます

生年月日

性別

この情報が必要な理由

戻る 次へ

個人情報は非公開であり、安全です

ここへ普段使用しているメールアドレスを入力しておく、今後スマホからログインしたときのセキュリティ (本人確認) などに対応できる

⑥プライバシーポリシーを最後まで読み進め、一番下の「同意する」をクリックする。

Google
プライバシーポリシーと利用規約

Google アカウントを作成するには、下記の利用規約への同意が必要です。

また、アカウントを作成する際は、プライバシーポリシーに記載されている内容が適用されます。次の重要部分をご確認ください。

お客様が Google を利用した場合に Google が処理するデータ

- Google アカウントを設定する際に、登録した名前、メールアドレス、電話番号などの情報が Google に保存されます。
- Google のサービスを利用して、Gmail でメッセージを作成したり YouTube の動画についてコメントを投稿したりすると、お客様が作成した情報が Google に保存されます。
- たとえば、Google マップでレストランを検索したり、YouTube で動画を再生したりすると、再生された動画、デバイス ID、IP アドレス、Cookie データ、現在地などの情報を含め、そのアクティビティに関する情報が Google で処理されます。
- こうした情報は、Google サービス (広告、アナリティクス、YouTube 動画プレーヤーなど) を使用するアプリやサイトをお客様が使用した場合にも処理されます。

Google が収集するデータやそのデータの用途は、ユーザーが管理できます

データを統合する

また Google では、こうした目的を達成するため、Google のサービスやお使いのデバイス全体を通じてデータを統合します。アカウントの設定内容に応じて、たとえば検索や YouTube を利用した際に得られるユーザーの興味や関心の情報に基づいて広告を表示したり、膨大な検索クエリから収集したデータを使用してスベル訂正モデルを構築し、すべてのサービスで使用したりすることがあります。

設定はご自身で管理いただけます

アカウントの設定に応じて、このデータの一部はご利用の Google アカウントに関連付けられることがあります。Google はこのデータを個人情報として取り扱います。Google がこのデータを収集して使用する方法は、下の [その他の設定] で管理できます。設定の変更や同意の取り消しは、アカウント情報 (myaccount.google.com) でいつでも行えます。

その他の設定

キャンセル 同意する

日本語 ヘルプ プライバシー 規約

新規アカウント作成が完了 (ログイン後の画面が表示される)。

5 スマホ（タブレット）の初期操作

アプリの確認とログインの手順

Android（アンドロイド）の場合

①アプリの有無を確認する。

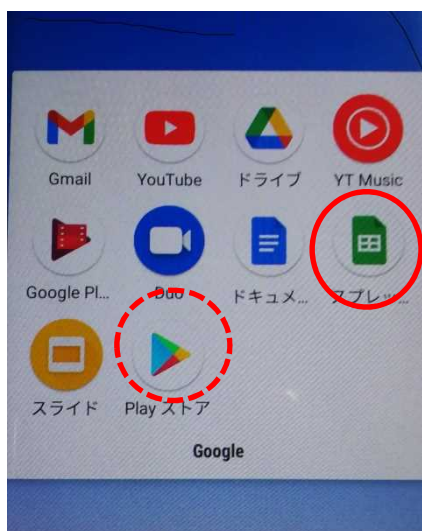
スプレッドシート

ある場合 → ③へ

ない場合 → ②へ



②play ストアを開き「スプレッドシート」と検索してインストール（入手）する。



④スプレッドシートアプリを開く、

⑤ログインする。

パソコン側と同じ gmail アドレスとパスワードを入力する。

（情報共有許可メッセージが出たら「続ける」をクリックする）。

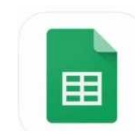
iPhone（ 아이폰 ）の場合

①アプリの有無を確認する。

スプレッドシート

ある場合 → ③へ

ない場合 → ②へ



③App Store を開き「Google スプレッドシート」と検索してインストール（入手）する。



④スプレッドシートアプリを開く、

⑤ログインする。

パソコン側と同じ gmail アドレスとパスワードを入力する。

（情報共有許可メッセージが出たら「続ける」をクリックする）。

6 ドロップダウンリストの新規設定方法

- ① リスト化したい範囲を選択する。
- ② 「データ」タブをクリック。
- ③ 「データの入力規則」をクリックする。
- ④ 「データの入力規則」を選択する。
- ⑤ 「設定」タブの入力値の種類 (A) の「▽」をクリックして「すべての値」を選択し、「OK」をクリックする。

The screenshot shows the Excel interface with the 'Data' tab selected. A range of cells in column B is highlighted with a red dashed box and a red arrow, with a yellow callout box saying 'ドラッグして範囲選択' (Drag to select range). The 'Data' ribbon contains a 'データの入力規則' (Data Validation) button, which is highlighted with a red box and a red arrow. A context menu is open over this button, with 'データの入力規則(V)...' selected, also highlighted with a red box and a red arrow. The 'データの入力規則' dialog box is open, showing the '設定' (Settings) tab. The '入力値の種類(A):' (Allow only data of these types) dropdown is set to 'すべての値' (All), highlighted with a red box and a red arrow. A yellow callout box says 'クリック' (Click). The dialog box also has '空白を無視する(B)' checked and 'OK' and 'キャンセル' buttons.

- ⑥ 「リスト」を選択する。

The first screenshot shows the 'データの入力規則' dialog box with the '設定' tab. The '入力値の種類(A):' dropdown is open, and 'リスト' (List) is selected, highlighted with a red box and a red arrow. The second screenshot shows the same dialog box with 'リスト' selected. The 'ドロップダウンリストから選択する(D)' checkbox is checked, highlighted with a red box and a red arrow. The 'OK' and 'キャンセル' buttons are visible at the bottom.

- ⑦元の値 (S) の右側にあるマークをクリックする。
- ⑧リストを入力してある部分をドラッグして選択する。
- ⑨「データの入力規制」ボックスに指定した範囲 (数式) が入るので、右側のマークをクリックする。

データの入力規制

選択した部分の数式が表示される

クリック

リスト入力欄 (1~16)

ドラッグして範囲選択

- ⑩「OK」をクリックして完了。

データの入力規制

設定 入力時メッセージ エラーメッセージ 日本語入力

条件の設定

入力値の種類(A):
 リスト 空白を無視する(B)
 データ(D): ドロップダウンリストから選択する(D)
 次の値の間
 元の値(S):
 =P\$10:P\$25
 リスト部分が選択された

同じ入力規則が設定されたすべてのセルに変更を適用する(P)

すべてクリア(C) **OK** キャンセル

・今回の記録ファイル様式 (原本) は、あらかじめリスト設定されているので、今後リストを新規で追加したい際などにこの方法で設定する。

II 使用可能資材の評価

(「有機農産物の JAS 資材評価手順書」令和 3 年 10 月 (農林水産省) より)

1 「有機農産物の JAS 資材評価手順書」の目的

有機 JAS に取り組む認証事業者が、確実に「有機農産物の日本農林規格」(以下「有機農産物の JAS」という。)の基準に適合する資材を使用できるよう、資材の適合性を評価するに当たっての基準及び手順を示したものである。

2 有機農産物の JAS の別表 1 に掲載された資材の使用

1) 有機農産物の JAS の別表 1 に掲載された資材の使用に当たって

有機農産物の JAS の別表 1 に掲載された資材は、無条件で使用できるわけではなく、以下の①②の原則に則した栽培では生産が困難な場合に、③により使用できる資材として有機農産物の JAS の別表 1 の資材 (肥料及び土壌改良資材) に定められている。

《肥培管理の方法》

- ①当該ほ場等において生産された農産物の残さに由来する堆肥の使用
- ②当該ほ場若しくはその周辺に生育する生物による有機物の分解や生物の物質循環による土壌の質改善
- ③作物の栄養成分の不足により正常な生育が出来ない場合に限り、有機農産物の JAS の別表 1 の資材が使用可能
- ④当該ほ場若しくはその周辺以外から生物を導入することができる。
(※生物は微生物を含む。ただし、組換え DNA 技術を用いていないものに限る)

2) 有機農産物の JAS の別表 1 の肥料及び土壌改良資材

1) で述べたとおり、有機農産物の JAS の別表 1 は前項①と②の方法だけでは管理出来ない場合の、肥料や土壌改良資材の使用可能リストである。このリストは「許容資材リスト」という形で 43 群に分類され、すべての資材にかかる一律の条件と個別の条件がある。

- ①一律の条件
 - ア 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
 - イ 原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないこと
(※ただし経過措置等による付則の例外がある)
- ②個別の条件
 - それぞれに資材ごとに有機農産物の JAS の別表 1 表の右欄 (基準) に記載。個別の条件では原材料の製造工程及びその原料についても確認する場合がある。

有機農産物の JAS の別表 1 に名称が載っていても、使用目的や製造過程にも制限があり、何等かの裏付を取っているものでなければ使用できない。個別の資材では、「有機農産物の JAS 資材評価手順書」の「別添 個別評価基準」をもとに使用可能かどうかを判断する必要がある。

例えば、「植物及びその残さ由来の資材」という資材が有機農産物の JAS の別表 1 に載っている。稲わら、もみ殻、落ち葉、剪定枝、おが粉等が該当する。有機農産物の JAS の別表 1 の基準には「植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること」という条件がついている。

有機農産物の JAS の別表 1 肥料及び土壌改良資材<抜粋>

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。

刈取り後または伐採後の処理についての確認と前述の「有機農産物の JAS 資材評価手順書」の「別添 個別評価基準」にのっとり、原材料の生産段階において組換え DNA 技術の使用の確認（※）の他に下表右欄の「ポストハーベスト農薬の使用」の確認も必要になる（※入手困難な場合は当分の間経過措置により使用可能）。

「有機農産物の JAS 資材手順書」の「別添 個別評価基準」 1.1 植物及び残さ由来の資材<抜粋>

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）
植物（稲わら、もみ殻、落ち葉、剪定枝、おが粉等）	ポストハーベスト農薬の使用

注）「構成物質」とは、肥料等の原材料または肥料そのもの

したがって、山林から伐採した木材は使用できるが、伐採後に防腐剤、防カビ剤等が使用された建築廃材等のおが粉は使用できないことになる。また、このことが確認できる根拠書類（資材証明書等）も入手しなければならない。

3 資材の適合性評価

事業者により資材の適合性評価の概要は、次のとおりである。

- ①メーカー等から資材の情報（根拠書類）を入手する。
- ②当該資材が有機農産物の JAS の別表 1 に掲載されているかを確認する。
- ③入手した①の情報により、当該資材が有機農産物の JAS の別表 1 に適合するかどうか「有機農産物の JAS 資材手順書」の「別添 個別評価基準」で確認する。（図 有機 JAS 適合肥料等の確認フロー参照）

原材料や製造工程の情報が入手できない、又は不明の場合、有機農産物の JAS への適合性が確認できないため、当該資材を使用することはできない。原材料の調達等の事情から、資材メーカーにより原材料等が変更され、過去に適合だった銘柄が不適合となる可能性があることから、資材の使用前に記載内容の変更がないかメーカー等に確認し、最新の情報に基づき評価が行われていることを担保することが必要である。

なお、資材の適合性評価を誤り、有機農産物の JAS に適合しない資材をほ場や農産物等に施用した場合、有機農産物の JAS の基準を満たさなくなるため、事業者が自ら評価して新たな資材を使用するに当たっては、当該資材の評価結果が間違いないか登録認証機関に事前に確認することが推奨される。

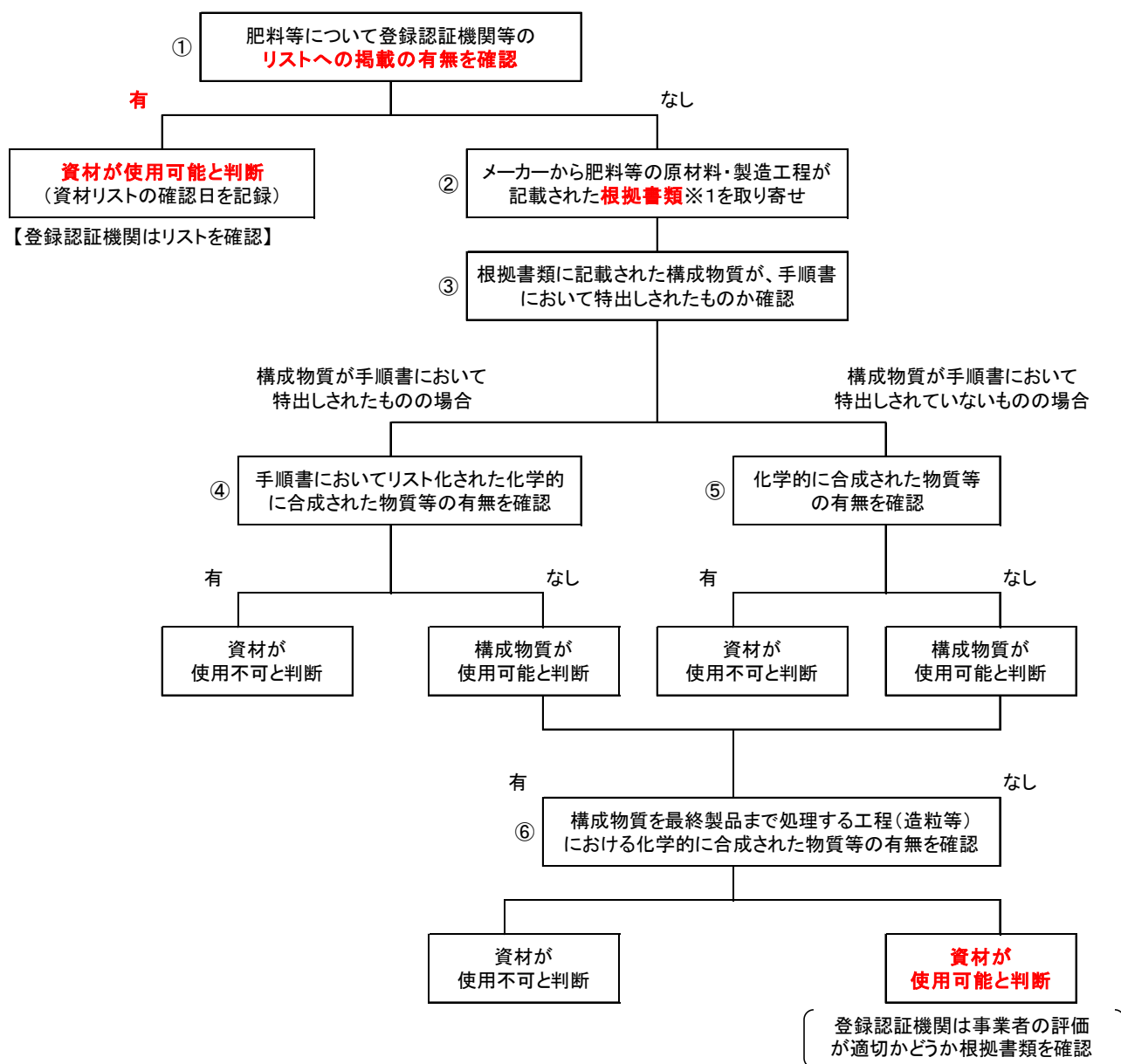


図 有機 JAS 適合肥料等の確認フロー

フロー図①

「有機 JAS 資材評価協議会」や「登録認証機関等」が農林水産省に届出を行った上で有機農産物の JAS の適合性に係る評価を行い、**資材リストに掲載**した資材は（農林水産省の HP にリンクを掲載）全ての事業者が有機 JAS に適合する資材として使用可能である。



フロー図②

根拠書類※1とは、原材料（「構成物質」）・製造工程が記載されており、化学的に合成された物質の使用、化学的処理及び組換え DNA 技術の使用について「有機農産物の JAS 資材評価手順書」を見て判断できる書類（資材証明書等）である。根拠書類は、必ずしも資材や原材料の製造者、生産者等が作成したものでなくとも構わない。例えば、原材料として使用された植物の伐採から資材メーカーへの納品までに行われた処理について、当該資材メーカーが納入先に確認し、当該資材メーカーが作成する書類に記載結果を記載している場合も、根拠書類として問題はない。

なお、自家製堆肥等を使用する場合も同様の根拠書類が必要である。

フロー図③・④

根拠書類に記載された肥料等の原材料（「構成物質」）を確認した結果、「有機農産物の JAS 資材評価手順書」の「別添 個別評価基準」において特出しされている場合、「化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）」の確認が必要である。原則それ以外の確認は必要ない。

「有機農産物の JAS 資材手順書」と畜場又は水産加工場からの動物生産品由来の資材<抜粋>

構成物質	化学的に合成された物質及び化学処理（注意事項）
骨粉	なし
フィッシュソリュブル	抽出工程におけるアルカリなど薬物の添加
乾血（血粉）	凝集剤の添加、酸・アルカリ処理
動物かす粉末類	蒸製皮革粉の添加
魚粉、魚かす	エトキシキン等の抗酸化剤の使用

フロー図⑤・⑥

原材料(「構成物質」)が「特出し」されていない場合であっても、有機農産物の JAS の別表 1 に掲載された各資材には「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」との基準が設定されているものがあり、これらは、「化学的処理」が行われていないことを確認することが必要である。化学的に合成された物質及び化学的処理が肥料等に使用されていることが根拠書類等により明らかな場合は、当該肥料等を使用することはできない。根拠書類に示された原材料及び製造工程について、次の事項を参考に、化学的に合成された物質、化学的処理に該当するかどうか、自ら判断することが必要である。

- (1) 肥料には、固結防止材、凝集促進材などの添加材が使用されている場合があり、これらが化学的に合成されたものでないことの確認が必要である。ただし、有機農産物の JAS の別表 1 に記載されているリグニンスルホン酸塩は、化学的に合成されたものの使用が可能である。
- (2) 堆肥化に当たり、化学的に合成された肥料成分(尿素、硫酸アンモニウム、リン酸アンモニウム等)が添加されている場合は使用できないので、注意すること。
- (3) 次の工程等については、有機農産物の JAS の基準において確認が必要な化学的に合成された物質及び化学的処理に該当しない。

- 1 焼成、灰化等に必要な燃料の使用
- 2 検査上必要な肥料等(肥料等の原材料を含む)の燻蒸処理
- 3 有機農産物の JAS の別表 5 及び有機加工食品の JAS の別表 1 に掲載された資材をそれぞれ調整用等資材又は添加物として使用した原材料(例:食品工場で洗浄のために次亜塩素酸ナトリウムが使用された卵の殻)
- 4 労働安全衛生上必要な鉱石等採掘時の飛散防止材の使用
- 5 有機農産物の JAS の別表 1 の肥料等どうしの混合(硫酸加里と硫酸苦土の反応による硫酸加里苦土の化学合成は除く)

(4) 酵素、微生物等の確認

- ・酵素の製造工程における化学的処理については問わない。
- ・原材料の製造工程に使用された培地(注 1)については、最終製品にほとんど残らない(注 2)場合は、当該培地について化学的に合成された物質の添加、化学的処理の確認は不要である。

注 1)「有機農産物の JAS 資材評価手順書」において「培地」は、微生物を培養するための物質で、寒天、尿素等の栄養源、塩類、金属類等を指す。

注 2)「有機農産物の JAS 資材評価手順書」において「ほとんど残らない」は、最終製品の成分量や効果に影響を及ぼさない状態を指す。

次の場合は、当該培地について化学的に合成された物質の添加及び化学的処理の有無を確認することが必要であり、化学的に合成された物質の添加又は化学的処理がある場合は、当該最終製品は不適合である。

- －培地のほとんどが最終製品の肥料等に残り、当該最終製品の成分量や効果に影響を及ぼすことが明らかな場合
- －培地が製造工程に直接使用されている場合(培地が最終製品にほとんど残らない場合を含む)

なお、この考え方は、微生物の培地に使用された組換え DNA 技術についても同様である。

フロー図④～⑥

組換え DNA 技術使用の有無の確認が必要です。確認の結果、組換え DNA 技術が使用されていた場合は、使用不可となる。

(1) 確認の必要な原材料農産物等

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。） | 6 アルファルファ |
| 2 とうもろこし | 7 てん菜 |
| 3 ばれいしょ | 8 パパイヤ |
| 4 なたね | 9 バラ |
| 5 綿実 | 10 カーネーション |

(2) 酵素、微生物等の確認

- 1 酵素 ※2
- 2 微生物 ※3
- 3 微生物の培地 ※4

・酵素※2については、当該資材の製造工程に直接使用された酵素を対象として組換え DNA 技術の有無を確認することは必要であるが、原材料の製造工程に使用された酵素まで遡って確認する必要はない。

・微生物※3については、現在のところ肥料の原材料として使用される微生物に組換え DNA 技術を使用したものは流通していないことから、組換え DNA 技術が使用されているかどうかの確認は不要である。

・大豆粉末（食品工場からの農産物）等、微生物の培地※4が以下の（3）経過措置「有機農産物の JAS の別表 1 肥料及び土壌改良資材」の原材料である場合は、有機農産物の JAS の経過措置において、組換え DNA 技術が用いられていないものの入手が困難である場合、当分の間、組換え DNA 技術が用いられているものの使用が認められている。

(3) 経過措置

・次の肥料等については、前項にかかわらず有機農産物の JAS の経過措置において、その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合、当分の間、組換え DNA 技術が用いられているものであっても経過措置として使用が認められている。

・有機農産物の JAS の別表 1 肥料及び土壌改良資材

植物及びその残さ由来の資材

発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

発酵した食品廃棄物由来の資材

油かす類

畜産物、水産物等は、現時点で組換え DNA 技術を使用した物が流通していないことから、確認は不要である。また、抽出に使用するエタノールは、食品工場及び繊維工場からの農畜水産

物由来の資材として判断するため確認は不要である。

その他

1) 注意喚起

過去に、資材メーカーが肥料等の原材料及び製造工程を示す書類を発行する際、実際には使用された化学合成物質等を当該書類に記載していない事案が発生した。

このような資材を認証事業者が使用した場合であって、当該資材の使用量が微量と認められる場合は、当該資材を使用したほ場の認証は継続するが、当該資材を使用後1年間は当該ほ場で収穫した農産物を有機農産物として格付することができない※。このような資材の使用に係るリスクを避けるためには、資材メーカーがパンフレット等で常識的には考えにくい効果を謳っているもの、成分含有量が極端に高いと考えられるもの（例えば窒素分が10%を超えるもの）等については、その根拠を十分に確認し、根拠が確認できない場合は、使用を避けることも選択肢の1つである。

※：「有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」六及び「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」二

2) コンタミネーションについて

肥料製造工程における化学的に合成された物質のコンタミネーションについては不適合にはならない。ただし、例えば、肥料に使用できない農薬が使用され肥料法違反と判断された肥料等、資材メーカーが一般的な品質管理を怠った資材を認証事業者がほ場に使用した場合であって、その量が微量と認められる場合は、資材メーカーが実際には使用した化学合成物質等を当該書類に記載していなかった事案と同様、当該資材を使用したほ場の認証は継続するが、当該資材を使用後1年間は当該ほ場で収穫した農産物を有機農産物として格付することができない。

なお、廃材等が使用されている場合、化学的に合成された物質の分別が行われていることが確認できれば、化学的に合成された物質の意図せざる混入については不適合にはならない。

3) 「有機 JAS の資材評価手順書」の改訂について

肥料等の製造技術の進歩等により、確認が必要な化学的に合成された物質又は化学的処理が新たに判明した場合は、農林水産省食品製造課基準認証室が、適切な猶予期間を設定の上、随時「有機農産物の JAS 資材評価手順書」に追加し、登録認証機関に通知するとともに農林水産省の HP に掲載する※。この場合、「有機 JAS の資材評価手順書」への当該物質等の追加以降に使用する肥料等の評価に当たっては、当該物質等を確認することが必要である（「有機 JAS の資材評価手順書」への当該物質等の追加より前に使用した肥料等について、改めて当該物質等を確認する必要はない）。また、「有機 JAS の資材評価手順書」の最新版に従い適合と評価された肥料等について、化学的に合成された物質の添加及び化学的処理のどちらかあるいは両方であって「有機 JAS の資材評価手順書」の「別添 個別評価基準」に記載がないものの使用が、当該肥料等の使用後に判明した場合、当該肥料等の使用を中止することが必要である。この場合、当該資材を施用したほ場は不適合にはならない。

※出典：農林水産省（令和3年10月）

Ⅲ 有機農業転換事例

<有機転換の事例>

農業法人での勤務経験を活かして、稲作農家が有機トマトを導入

比布町 今野農園

1 経営の概要

1) 有機栽培（経験年数）

- ・2011年（10年） 緑肥栽培、家族に有機管理を依頼
- ・有機 JAS 認証取得 2013年（トマト栽培開始）

2) 経営規模

- ・耕地面積 34ha うち有機 JAS 認証面積 12.3a（ハウス・周辺管理地を含めると 23a）

3) 作付作物と面積（2021年）

作物名	全作付面積	有機 JAS	慣行栽培	備考
トマト	0.123ha	0.123ha	0	ハウス3棟
水稻	29.5ha	0	29.5ha	
大豆	3ha	0	3ha	
小麦	2.7ha	0	2.7ha	21-22年作期、大豆の間作

4) 労働力

- ・家族5人（本人、両親、妻、弟） 田植え時のみ雇用2人（パート）

5) 営農類型

- ・家族経営体、機械・施設の共同利用なし、出荷販売は個人

2 有機栽培導入の経緯

1) 有機取組みの動機

- ・就農準備のため(有)当麻グリーンライフ（以下当麻 GL）に就職、社員としてトマトの有機栽培を担当し、有機農業の考え方に共感した。
- ・2013年2月に退職し実家で就農。当麻 GL での経験を活かし販売先もツテができたため、消費者にも生産者にも安全安心な有機栽培を広めたいと思い始めた。

2) 有機栽培の取組み経過

- ・2011年に水田の一部を有機転換、緑肥を作付し有機ほ場に整備。
- ・2013年にトマトのハウス栽培を開始（12.3a）、有機 JAS 認証を取得。

3) 有機栽培法の推移

- ・栽培法は収集した様々な情報をもとに試行錯誤を繰り返してきた（詳細は「3 有機栽培技術の特徴」）。

4) 有機導入の課題と克服

- ・当初は樹勢が強すぎて着果不良となり不安定だったが、栽培法の改善に伴い次第に安定して

きた。

- ・生育が安定してくると多少の病虫害は気にしなくなった。

5) 経営規模の拡大の推移

- ・有機トマトは開始時の規模を維持。手間がなくこれ以上の拡大は困難。
- ・慣行水田は、周囲の離農に伴い徐々に拡大してきている。

3 有機栽培技術の特徴

1) ほ場・土地改良、土づくり

(1) 排水対策

- ・暗渠は水田時代から入っている。心土破碎は必要性を感じておらず行っていない。

(2) 耕起・砕土

- ・ロータリーを使用し、畝立て（平畝）している。

(3) 輪作・緑肥の活用

- ・有機栽培はトマトの連作で、トマト栽培開始以来、緑肥も入れていない。

(4) 堆肥・有機物

- ・自家製の堆肥とボカシ肥を毎年施用。堆肥の材料は自家のもみ殻、稲わら（※）の他、伐採した樹木なども利用。
- ・ボカシは当初は購入していたが、2018年頃から自家製に変えた。材料も全て自家の豆殻、くず豆、もみ殻、米ぬか、くず米。もみ殻くん炭を使うこともある。
- ・通路にも稲わら（※）を敷いている。分解が早いので、もみ殻から稲わらに変更した。
- ※稲わらは収穫時にコンバインでカットしミニロールベアラーで回収する。水田のない農家でも近隣の水田農家から入手できる。

2) 施肥管理

(1) 土壌診断の活用

- ・有機栽培開始以降、1棟ずつ順繰りに2～3回実施（JA、資材業者）。確認のため実施しているが、今まで特に問題はなかった。資材業者の勧める手法を参考にしている。

(2) 有機質肥料、土壌改良資材（購入資材・肥料代は、合計2～3万円/年）

- ・秋：作物残渣を細断→自家製堆肥、米ぬか、ミネラル資材（2種）を散布→耕起・鋤き込み
- ・追肥(1)：通路に溝を掘り、6月に発酵鶏糞+ボカシ肥を施用→稲わらを敷設。
- ・追肥(2)：灌水チューブを通路に出し、発酵鶏糞の上澄み液を散布。
- ・葉面散布：購入液肥を使用。
- ・育苗培土：セル用およびポット用購入培土を使用。

(3) 施肥技術の組立と評価

- ・土づくりのため残渣を鋤き込んでいるが、病気などの問題は生じていない。有機なので分解が早く、悪い微生物も増えにくいのかもと考えている。

3) 病虫害の対策

(1) 病虫害の発生と被害

- ・特に困っていることはない。今後のアブラムシの発生は懸念している。

(2) 代替防除技術

- ・病害防除：納豆の上澄み液や、牛乳から作った乳酸菌を葉面散布。毎年ではなく病害発生時

に実施。一定の効果は見られる。

- ・コナジラミの予防：繁茂しすぎないように誘引し、風通しを良くする。
- ・複合耐病性品種「マイロック」（サカタ）を使用。

4) 雑草の対策

(1) 除草技術の組立、雑草密度の軽減

- ・ハウス内では、始めにトンネルのポリを敷き、その後は稲わらを敷くことで雑草の発生を抑えている。ハウス周りは機械除草。ウイングモア（手押し草刈機）で年3～4回。

(2) 除草技術の変遷

- ・ハウスの際（きわ）は当初1～2年は手鋤で根こそぎ取っていたが、鎌で刈り、刈った草をその場に置いておくことで草の発芽を抑えるように変えた。
- ・稲わらを際まで敷くと雨水が撥ねてトマトにかかるため、際は防草シートにしたが、隙間ができるのが課題。

5) 栽培技術の工夫

(1) 育苗方法

- ・ポットの表面へのもみ殻くん炭の散布：水分保持、地温上昇などの効果。
- ・断根：胚軸でカットして挿し木。発根が活性化され、一段目の花付きがよくなる。

(2) 本圃ハウスでの栽培法

- ・2本仕立て：苗数が半分で済み、育苗の手間とコストが削減できる。
- ・下葉落としは行わない。その方が病気が上部に進みにくいため。

4 有機転換の生産性と販路の形成

1) 収穫・調製体系と生産性

(1) 収穫体系

- ・10段くらいまで、生食用は青いうちに、加工用は赤熟させてから収穫。

(2) 調製と選果（個選）

- ・サイズセンサー付き選果機を使用。近隣出荷のものは収穫後、追熟させてから出荷。

(3) 収量、品質

- ・収量は10t/10a（出荷量合計）。うち加工向けは約35%（2021年）。

2) 出荷・販売

(1) 等級、品質検査

- ・6段階+規格外。規格外は加工向け。小玉は価格により生食パックあるいは加工向け。

(2) 出荷、販売先

- ・生食向け：当麻GL、旭川の青果市場、道外向け卸業者、比布町内の販売店。
- ・加工向け：ジュース用として当麻GL。

(3) 出荷、販売先の推移

- ・当初は当麻GLのみ。その後当麻GL勤務時にツテのできた販売先などへ拡大。関東向けは2年目（2014年）頃から、旭川と関西向けは2015年頃から、町内は2021年から。

(4) 販売価格（平均価格・/kg）

- ・生食向け：350円～375円、町内は500円（出荷経費は別途負担）
- ・加工向け：150円（出荷経費は別途負担）

5 有機転換の成果と課題

1) 有機転換の成果

(1) 有機転換してよかったこと

・薬剤を使わないため消費者だけでなく、生産者も健康への不安なく安心して仕事ができる。

(2) 有機転換の収益、転換前との比較

・水田からトマトへの転換なので、比較はできない。

2) 有機転換の課題

(1) 改善を要する項目

・できるだけ外部から資材を入れないで済ませたい。

・さらなる省力化。

3) 今後の取組みと課題

(1) 生産・栽培技術の取組み

・今後も情報収集に努め、常に栽培法の改善を目指す。

・資材を「買わない」「入れない」。作物残さや微生物を活用し生物多様性を高める。

(2) 流通販売の取組み

・従来の出荷先は維持しつつ、町内など近隣への出荷を増やしたい。(近場だとお客様の声が聞こえやすい)

(3) 今後、有機栽培で改善を考えている取組み

・できれば水田も有機転換したいが、水稲は除草などでの人手が足りず難しい。

・経費をかけずに誰でもできる有機農業を目指す。

6 地域生産者との組織化、ネットワークの活動、流通・消費者との結びつき

1) 有機転換とネットワークとの係わり

(1) 有機農業等の生産者のグループ、組織化

・北海道有機農業研究会 ～役員を務めている。当麻 GL が事務局。

・当麻町有機農業推進協議会

～「有機収穫祭」や「ふるさと食のフォーラム」へのイベント出店など。

・比布町の生産者（有機 JAS 申請検討中）や小樽の有機生産者との交流。

(2) 地域ネットワーク（振興局）の活動

・上川総合振興局：講習会対応（冬）と現地研修受入れ（夏）に参加。

2) 流通・消費者との交流

(1) 流通・販売業者との係わり、連携している。

・当麻 GL：普段から情報交換、連携している。

・その他の販売先：それぞれ情報交換しており、何年かに一度は訪問を受けている。

(2) 消費者との係わり、交流

・当麻町の有機収穫祭：有機に関心がある人が来ているので質問や要望を受ける。「ジュースが欲しい」、「保育園で出したい」等々。

・比布町の小中学校の給食で使ってもらうことを検討中。

<有機転換の事例>

自信を持って販売できるものを作る 水稲の有機栽培は除草が課題

上富良野町 ビーバーファーム北川

1 経営の概要

1) 有機栽培（経験年数）

- ・1993年頃（およそ30年）
- ・有機JASの認証取得年 2012年

2) 経営規模

- ・耕地面積12ha うち有機栽培2ha、特別栽培2ha、慣行栽培8ha

3) 作付作物と面積（2021年）

作物名	全作付面積	有機JAS	慣行栽培
水稲	5.5ha	1ha*	2ha（特裁）、 2.5ha（慣行）
小豆	3.5ha	1ha*	2.5ha
スイートコーン	2ha	—	2ha
メロン	1ha	—	1ha

*間取り（今年は、水田2haのうち、1haで小豆栽培）

- ・家畜飼養部門 なし
- ・加工部門 どぶろく（有機米使用）製造

4) 労働力と構成

- ・家族3人
- ・雇用3人（夏場のメロン栽培）、季節雇

5) 経営類型

- ・家族経営（機械施設の共同利用あり、出荷・販売は個人）

2 有機栽培導入の経緯

1) 有機農業の取組動機

- ・人が喜ぶ安全性の高いもの、顔の見える販売方法、自信を持って出せるものを作る。
- ・個人売りが主体。差別化。

2) 取組経過（有機転換作物と面積の推移）

- ・当初は30aから始め、10年位前から2haに拡大（水稲）。
- ・今年（2021年）は1haを小豆栽培に転換した。

3) 有機栽培法の推移（主要な栽培法の変化）

- ・はじめの数年は稲わらを堆肥化して入れていたが、その後は全量すき込みに。
（わら全量、鶏糞、菌体をすき込み。機械が良いのですき込める）
- ・作物の調製くず主体（家畜糞を含まない）の堆肥を3年1回程度施用。

4) 有機導入の課題

- ・水田の除草の問題が大きい（水稲の有機栽培管理はできる範囲として、一部小豆に変更した）。

5) 経営規模の拡大の推移

- ・離農者からのほ場(慣行栽培)が増加している（来年も拡大の予定）。

3 有機栽培技術の特徴

1) ほ場・土地改良・土づくり

(1) 基盤整備（排水対策他）

- ・パイプライン、排水溝は昨年完工した。

(2) 耕起・砕土の機械、方法

- ・サブソイラーを1年置きに。（田植え機が動くのであまり入れたくはない。）
- ・ロータリーによる砕土・耕起。

(3) 輪作・緑肥の活用

- ・水田は連作。有機栽培の小豆も連作。
- ・緑肥作物は、栽培していない。

(4) 堆肥・有機物

- ・水稲はわらのすき込み。小豆は特にない。

2) 施肥管理

(1) 土壌診断の活用と施肥

- ・毎年に有機資材を扱う肥料業者で実施している。

(2) 肥料等の種類と施用量

- ・鶏糞と堆肥など6種類位を合わせて使用している（水稲）。
- ・ぼかし肥料(購入)や石灰質として卵殻を使用している。

(3) 施肥技術の組み立て評価

- ・技術の評価については、毎年天気も異なり問題はどこなのか特定できない。
- ・有機栽培の技術は、品質・収量に結びついているのか
- ・初期生育は慣行にはかなわない。
- ・慣行に比べて有機栽培は豊凶の差がなく、生産は安定している。

3) 病害虫の対策

(1) 病害虫の発生と被害

- ・特に問題になっているものはない。

(2) 代替防除技術

- ・当初は漢方を使用したけど、色彩選別機が入り、今は木酢を3回程度散布。

(3) 課題となる病害虫と防除対策

- ・畔と圃場周辺の草刈りをまめに行う。

4) 雑草の対策

(1) 除草技術の組み立て、雑草密度の低減

- ・代かきは、2度かき(1回目から10日以上おく)。
- ・田植え後、米ぬかを散布。（粒剤にすると、撒きやすい）

(光の抑制と乳酸菌の発酵、芽をとかす。稲の生育を抑制する場合もある。)

(現在は市販の商品を使用している。)

- ・除草機の入らない株間は手取り除草(1回)。

(2年位前から幅の狭いくわを使用している。)

- ・除草機は3回。2回目の後に手取りを行う。3回目は出穂直前に入れる。

(今は草を見て除草する。稲の顔を見ていてもだめ。稲が弱るため除草機を入れる適期を逃す。草の繁茂状態を見て早め早めに除草する。)

- ・深水管理(田植え後圃場の土が出ないように水管理する)土が出ると繁茂する。

(2) 機械除草技術

- ・除草機は旧来のタイプ(キュウホーと籠)を使用。(新しいものは動力でロータリーが回る)

(3) 除草技術の変遷

- ・手取り時に小さな鍬を使うようになった。

4 有機転換の生産性と販路の形成

1) 収穫・調製体系と生産性

(1) 収穫作業体系

- ・コンバイン(有機専用)

(2) 乾燥・調製・選果

- ・乾燥機、色彩選別機(有機・慣行共用)

(3) 収量、品質

- ・有機栽培の収量は7俵、慣行栽培は10~11俵。

- ・慣行に比べて有機栽培の豊凶差はほとんどない。

2) 出荷・販売

(1) 出荷、販売先

- ・個人、共同組織への出荷

- ・玄米出荷が8割位。包装は30kg紙袋、10kg、5kgポリ袋など。

(2) 出荷、販売先の推移

- ・特に変化はない。

(3) 販売価格(/60kg)

- ・有機栽培米 2万4千円、慣行栽培米 1万円。

- ・価格は高い水準にあり、これ以上の価格形成は難しい。

5 有機転換の成果と課題

1) 有機転換の成果

(1) 有機転換で良かったこと

- ・お客さんに喜ばれていること。やりがい、意義を感じている。

(2) 有機転換の収益(転換前との比較)

- ・少し収入は増えている。

(除草に係る経費は増加している。)

2) 有機転換の課題

- (1) 有機転換の効果は不十分か
 - ・本人としては満足している。
- (2) 改善を要する項目
 - ・水稻の有機栽培は労働負担が大きく（特に除草）、取組みへの意義を持たなければ継承は難しい。

3) 今後の取組みと課題

- (1) 生産・栽培技術の取組み
 - ・水稻の有機栽培は縮小。（除草と収量が課題）
 - ・有機栽培ほ場 2ha の維持と作付は今後の検討事項。
- (2) 農産加工の取組み
 - ・有機栽培米を原料とした「どぶろく」生産販売。（上富良野町はどぶろく特区）
- (3) 流通販売の取組み
 - ・個人取引は減少。大口取引は継続している。
- (4) 今後、有機農業で改善を考えている取組み
 - ・特にはない。

6 地域のネットワークなど

1) 有機転換とネットワークの係わり

- (1) 有機農業等の生産者のグループ、組織化
 - ・現在は特にない。
- (2) 有機農業ネットワーク（道・振興局）の活動
 - ・ネットワークの役員をしていた時期もある。
 - ・幼稚園で有機栽培のプレゼンテーションの機会があり、交流が続いている。
 - ・振興局の研修会等が様々あり、ほ場の案内をしたこともある。

2) 流通・消費者との交流

- (1) 流通販売業者との係わり・連携
 - ・有機農業の先輩から、10 年位前に「大地を守る会」（現・オイシックス・ラ・大地）を紹介される。道内の農家の研修会や東京の集会では消費者が参加。また、ちらしなどのお客様の声なども知ることが出来た。
（消費者とつながりを持つ意義はある、なければ流通業者への販売を考える。）
- (2) 消費者との係わり、交流
 - ・宅配便あるいは直接配達（旭川等近隣）向けに会報を作成している（年に 1～2 回）。
 - ・上記の東京集会では消費者との交流が出来た。